

○郵便等による不在者投票の手続き(自署が可能な場合)

郵便等による不在者投票を行うには、まず「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

郵便等投票証明書の交付申請の仕方

- (1) 「自ら署名した郵便等投票証明書交付申請書」に、「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「知事が発行する障がいの程度を示す証明書」、又は「介護保険の被保険者証」のいずれかを添付して選挙管理委員会に申請します。
- (2) 要件に該当する場合、「郵便等投票証明書」が交付されます。
- (3) この証明書の有効期限は、身体障がい者については、交付の日から7年間。要介護者については、交付の日から要介護認定の有効期間の末日までです。大切に保管してください。

投票の仕方

- (1) 「自ら自書した不在者投票用紙等の請求書」に「郵便等投票証明書」を添付して、選挙期日の4日前までに投票用紙類を選挙管理委員会へ請求します。
- (2) 選挙管理委員会から不在者投票に必要な投票用紙類がご自宅等に送付されます。
- (3) ご自宅等において、投票用紙に候補者名(政党名)を記載して、投票用封筒に入れ、その表面に一定の記載事項を記入(署名等)してください。
- (4) 投票用紙が送付されたときに同封された返信用封筒を用いて、郵便局又は郵便ポストへ投函してください。これで投票は終了です。